

わが国株式会社会計制度における 伝統的資本概念の特質

——会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度——

(1)

石 川 業

目 次

第1章 序説

第1節 本稿の課題と方針

- 1 課題の設定
- 2 検討の方針

第2節 本稿の結論——仮説としての提示

第2章 ドイツ株式会社会計制度における資本概念の生成

——わが国における起源に尋ねる(1)

第1節 序

第2節 「会社資本」と「出資資本」——1839年ヴェルテンベルク商法草案

第3節 資本金額の定款への記載と株式への分割

——1843年プロシア株式会社法～1849年ドイツ普通商法草案

- 1 資本金額の定款への記載——1843年プロシア株式会社法
- 2 資本金額の株式への分割——1849年ドイツ普通商法草案

第4節 貸借対照表における分配可能額の算定の明文化と資本金額の記載の明文化

——1856年プロシア株式会社規則～1870年改正普通ドイツ商法

- 1 貸借対照表における分配可能額の算定の明文化
——1856年プロシア株式会社規則～1861年普通ドイツ商法
- 2 貸借対照表における資本金額の記載の明文化
——1870年改正普通ドイツ商法

第5節 資本金の語への統一化

——1884年改正普通ドイツ商法～1897年ドイツ商法

第6節 結び（以上、本号）

第1章 序説

第1節 本稿の課題と方針

本稿の課題は、わが国株式会社会計制度における資本概念に関わる歴史的検討を通じて、その伝統的な特質を明らかにすることである。

ただ、これは本稿にとって主要な課題であると同時に、いわば予備的な課題でもある。その先にある、本稿にとってさらに重要な課題は、わが国株式会社会計制度に伝統的な資本概念を比較対象ないし尺度としながら、会計理論における資本概念の性質（株主への会社財産の分配局面で、それを維持されるべき金額として利用する場合に、留意すべきであると思う性質）を明らかにすることである。

以下、本節では、このような課題の設定と、それに付随する検討の方針について説明する。

1 課題の設定

ここでいう、わが国株式会社会計制度に伝統的な資本概念と会計理論における資本概念との関係は、一般に、商法・株式会社法（学）の資本概念と会計（学）・会計基準の資本概念との関係として認識されてきた論点であるといってもよい¹。この両者の関係は、本稿でも明らかにされていく

1 それにもかかわらず、本稿であえて「株式会社会計制度における資本概念」というような表現も用いる理由は、次のとおりである。

「商法・株式会社法（学）の資本概念」と「会計（学）・会計基準の資本概念」というような表現は、既存研究もふまえて、それぞれの違いを想定ないし予定した表現として用いられることが少なくないと思われる（本稿でも必要に応じてそうしている）。しかし、それらの違いは本来、常に存在するとは限らないはずである。たとえば、前者が後者を取り込むというようなかたちで、違いは

ように、概して乖離から接近の歴史であった²。とはいえ、伝統的に存在してきた両者の相違は、現在もなお、資本制度や「払込資本と留保利益の区別」をめぐる議論の背景に残って、その様相を複雑にしていると思われる。

たとえば、平成13年6月の商法改正以降、資本金及び資本準備金減少差益（以下、減資差益等と呼ぶ）が、いったんは分配可能額に含まれ得るようになっている³。このことについて、商法の立場においてはとくに問題がないとみられているようであるが⁴、会計の立場においては今も批判的な見解が少なくないようである⁵。発端から5年以上が過ぎても、議論

消滅し得るはずである。また、前者が消滅して後者だけが残るというかたちで、それらの対比自体が成立しなくなるということもあり得るであろう。

「株式会社会計制度における資本概念」というような表現は、上のいずれの場合でも使える包括的な表現、つまり、「商法の…」「会計の…」というような区別に左右されにくい中立的な表現である。それら2つの資本概念の接近も取り扱う本稿にとって、これは便利であるし、蓄積の多いこの研究分野に、できるだけ予断をもたずに客観的に取り組むためにも、この表現を用いることにした。

ちなみに、この脚注を付した本文では、わが国株式会社会計制度における資本概念を商法・株式会社法のそれと同じような意味で用いている。それは、本節2で述べるとおり、わが国株式会社会計制度のもとの資本概念に関わるルールのうち、最も基礎的なものを商法・株式会社法が規定してきたことが念頭に置かれているからである。

- 2 ただし、安藤英義「資本概念の変化——資本概念をめぐる商法と会計の離合の歴史」『企業会計』第58巻第9号（2006年9月）も参照されたい。
- 3 その他に、自己株式処分差益も分配可能額に含まれることが論点になるかもしれないが、これについては、別稿で検討したい。
- 4 たとえば、弥永真生『「資本」の会計——商法と会計基準の概念の相違』中央経済社、平成15年、48-49頁、および、秋坂朝則「会社法における資本の意義」『會計』第169巻第4号（2006年4月）、37-38頁参照。
- 5 この批判には当初、減資差益等の金額にもとづく会社財産の分配が、「利益の配当」と呼ばれる手続きによって行われることになっていた点に対する批判、いいかえれば、いわゆる払込資本と位置づけられる減資差益等が形式的には

は平行線をたどっているようにさえみえる。

ところで、減資差益等の上のような取扱いは、いわゆる資本制度の揺らぎを反映するものとみる見解がある⁶。これは、いいかえれば、商法・株式会社法における資本（資本金及び資本準備金）概念⁷の揺らぎを指摘しているとみてもよいと思う⁸。他方で、平成17年制定の会社法に合わせて平成18年に制定された会社計算規則のもとでは、利益剰余金を資本金及

「利益」と呼ばれるような状態になっていた点に対する批判が含まれていた（たとえば、野口晃弘「商法改正と資本会計の再構築」『會計』第162巻第5号（2002年11月）、15-16頁参照）。

この批判については、そういう表現を避けるという対応で十分であろう（平成14年制定の商法施行規則により、「利益の配当」が、減資差益等の金額にもとづくのか、あるいは、（利益準備金を除く）利益剰余金の金額にもとづくのかが明示されるようになったが、いずれも「利益の配当」と呼ばれることは変わらなかった）。そこへ、平成17年制定の会社法によって上の対応がとられた（「剰余金の配当」と呼ばれるようになった）。ところが、本文のような批判は、完全にはなくなっていないように感じられる（日本会計研究学会第65回大会（2006年9月）の統一論題報告「新会社法と会計基準」の会場においても、私にはそのように感じられた）。ということは、その批判の核心は、そもそも減資差益等を分配可能額に含めるべきではない、という見解なのであろう。そしてその根拠は、減資差益等を含む払込資本全体が維持されるべき金額である、という考え方にあるのであろう。この考え方については、本章第2節で検討する。

6 安藤英義「商法における資本制度の揺らぎと「資本の部」の表示」『會計』第162巻第2号（2002年8月）、6-7頁参照。

7 本稿では以下、「商法・株式会社法の資本概念」というような表現を用いるとき、それは具体的には資本金及び資本準備金を意味することとし、もう1つの準備金すなわち利益準備金は、とくに断らない限り、それに含めない。

8 「資本制度の揺らぎ」を指摘されてきた安藤先生も、「資本制度（資本金及び資本準備金）」（前掲「資本概念の変化」、22頁）という表現を用いておられる。したがって、本文のようないいかえも許していただけるのではないかと思う（なお、どういう文脈における当該表現であるのかも問題になり得るが、ここではもちろん、引用箇所的前後を確認して、問題なしと判断したうえで、最低限必要な箇所の引用にとどめている）。

び資本剰余金に振り替えることができなくなったことについて、「払込資本と留保利益の区別」（資本剰余金と利益剰余金の区別）が厳格化された、というような評価がみられる⁹。これによれば、商法・株式会社法のもとで、資本（払込資本）概念が厳格化されたことになるのであろう。一見、矛盾してみえかねない揺らぎと厳格化が、同時に生じているわけである。

こういった状況の背景では、私見によれば上述のとおり、わが国株式会社会計制度に伝統的な資本概念と会計理論における資本概念との違いが影響を残している。拠って立つ概念が違っているからこそ、結論も違っている。

このような見方に立って、表面的な結論の違いの指摘にとどまらずに、その違いの原因に迫るべく、会計上の認識および測定の次元にまで立ち返った根本的な検討を行うことが、本稿の本質的課題である。これに取り組むことによって、少なくともこれまでとは違ったかたちで、上のような減資差益等の取扱いをめぐる2つの見解を分析し、また、わが国株式会社会計制度における資本概念の揺らぎと厳格化の共存を説明してみたいと思う。

なお、個人商人、組合、持分会社といった、株式会社以外の企業形態の会計（制度）における資本概念は、会計理論における資本概念と同じか、あるいは、違うことがあり得ても関連する明文のルールが少ないといった理由でそのことが明確になりづらい。本稿がとりわけて株式会社会計制度における資本概念を検討対象に選ぶのは、会計理論における資本概念との違いが相対的に最も明確であり、しかも、本節冒頭で述べたように、その重要と思われる性質を明らかにしてくれるという理由による。

2 検討の方針

上の課題に対して本稿は、商法・株式会社法における資本概念について

9 たとえば、秋坂朝則「会社計算規則における剰余金区分の原則」『企業会計』第58巻第6号（2006年6月）参照。

の検討を中心に行っていく，という方針を採る。これは次の理由による。

まず，わが国株式会社会計制度のもとでの資本概念に関わるルールのうち，最も基礎的といえるもの，つまり，単純な金銭出資や現物出資に際しての資本増加の認識・測定，および，資本減少一般の認識・測定に関わるルールは，伝統的に商法・株式会社法が規定してきたから，という理由がある（平成17年改正前商法284条ノ2，288条ノ2，375条，289条等，ならびに，平成17年制定会社法445条，447条，448条等参照）¹⁰。

もっとも，「企業会計原則」（昭和24年7月9日，経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告。昭和57年4月20日，大蔵省企業会計審議会最終修正）には当初から，一般に「資本取引と損益取引の区別の原則」と呼ばれる，資本の会計に関わる原則（第一・一般原則・三）が含まれている。そしてこれは歴史的に，商法・株式会社法（学）における資本概念に影響を与えてきたとみられる¹¹。

10 とくに認識基準についてであるが，中村忠『資本会計論〔増訂版〕』白桃書房，昭和50年，27頁参照。

なお，本文のことはわが国に特有のことではない。イギリス，フランスおよびドイツにおける比較的最近の状況については，たとえば，斉藤真紀「イギリスにおける資本制度」『商事法務』第1601号（2001年7月25日），小林量「ドイツとフランスにおける資本制度」『商事法務』第1601号（2001年7月25日），および，五十嵐邦正「ドイツ資本会計制度」『商學集志（日本大学商学研究会）』第74巻第1号（2004年6月）参照。また，アメリカの状況については，たとえば，伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店，1996年，第1部，伊藤靖史「アメリカにおける資本制度と債権者保護」『商事法務』第1601号（2001年7月25日），および，弥永，前掲書，176-178頁参照。さらに，上の各国における事情を歴史的・総合的に検討する文献として，安藤英義「会社法の配当規制と破産法との関連」『産業経理』第42巻第6号（1982年10月）参照。

11 たとえば，安藤英義「商法と会計基準」『企業会計』第54巻第1号（2002年1月），31-32頁参照。

しかし、同一般原則・三や、これに関連するとみられる原則等¹²は、当時の資本の部における区分および（項目）分類のルールを示すことはあっても、資本の基礎的な増減に関する具体的な認識・測定ルールを示してきたわけではない。もっとも、たとえば資産の評価原則（第三・貸借対照表原則・五）から、「企業会計原則」で考えられている会計の全体像を読み取って、あり得べき資本の認識・測定ルールを推定することはできるかもしれない。しかし、とくに資産の評価原則はあるが、資本については同様の原則がないといったところをみれば、むしろ、そこでは基本的に、商法・株式会社法の規定にもとづいて認識・測定される資本（資本金及び資本準備金）の存在が前提とされてきた、というのが正確なところであろう¹³。

また、企業会計審議会の跡を継いだ企業会計基準委員会による「企業会計基準」等についても同様のことがいえる。自己株式取引、事業分離、ストック・オプション取引、金融商品取引は、資本の変動に関わり得る取引であるが、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（平成14年2月21日、最終改正平成18年8月11日。号数は省略。以下同じ）、「事業分離等に関する会計基準」（平成17年12月27日）、「ストック・オ

12 企業会計審議会（その前身も含む）によるものとして、たとえば、昭和38年修正（いわゆる包括主義に移行前）の第二・損益計算書原則・六、昭和29年修正の同七、昭和57年修正の第三・貸借対照表原則・四（三）、同「企業会計原則注解」注2および19、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和26年9月28日中間報告）第十一・自己株式および第十二・資本準備金、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書（小委員会報告）」（昭和27年6月16日中間報告）総論・第二および各論・第二、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」（第一から第三、昭和35年6月22日中間報告）意見書第一の三・4および5、意見書第二の三・（二）・1(6)および(7)、同3および4、意見書第三の第一・四・3参照。

13 企業結合の場合にも資本の変動があり得るが、「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日、企業会計審議会）についても、本文と同様のことがいえる。

プシヨン等に関する会計基準」(平成17年12月27日),「金融商品に関する会計基準」(平成11年1月22日,企業会計審議会。改正平成18年8月11日,企業会計基準委員会)のいずれも,(株主)資本の主要項目である資本金及び資本準備金の認識・測定ルールを,商法・株式会社法に委ねているととれる¹⁴。また,「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日)や,「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(平成17年12月27日)は,もっぱら表示に関わる基準であって,認識・測定には関わらない。

以上のことから,わが国株式会社会計制度における資本概念を明らかにしようとするなら,関連する商法・株式会社法規定の検討を避けて通れない,ということになる¹⁵。

それにしても,会計の立場からみると,商法・株式会社法の規定にもとづく資本概念は,自前の資本概念に比べて理解しにくいものであるかもしれない(次の第2節参照)。そのように考えて,本稿では,商法・株式会社法の資本概念を明らかにする作業に,より一層慎重に取り組むことにする。

具体的には,わが国が多くの特徴を受け継いだドイツ商法・株式会社法ないし株式会社会計制度の歴史に遡ることにする。そこに,わが国株式会社会計制度における資本概念の起源ないし原型(現在でいう Gezeichnetes Kapital——引受済資本金,すなわち,払い込まれた金額

14 それらの「企業会計基準」に関連する「企業会計基準適用指針」(本稿脚注13の「企業結合に係る会計基準」に関連するものも含む)や,「実務対応報告」についても,本文と同様のことがいえる。

15 このような方針を採ることについては,中村忠「制度会計の視点」『会計人コース』第38巻第13号(2003年11月),とくに5頁,および,安藤英義「商法会計論の戦後20年」『簿記会計の研究』平成13年,第14章,167頁による岩田巖「商法における計理體系」『會計』復刊第1号(昭和24年2月)の読み方も参考にさせていただいている。

以前の、払込みが引き受けられた金額)をみることができるからである。

この資本概念は、わが国に採り入れられた後も原型を保ったまま、しかし周辺の制度変更の影響を受けて、母国のドイツにおけるのとはやや異なる位置づけ、すなわち、会計理論における資本概念(とりわけ払込資本概念)に近い位置づけを与えられるようになっていく。このようなかたちでの接近がかえって、会計理論における資本概念について、それを財産分配局面で利用する際に留意すべきであると思われる性質を浮かび上がらせることになるのである。

本稿は、以上の流れを追うような記述の順序で組み立てられていく。これによって、とくに1つ上の段落のことが、より明確になると思うからである。最近のドイツとわが国とを比べるだけ、あるいは、わが国における歴史を確認するだけでは、わが国株式会社会計制度における資本概念のほうは会計理論における資本概念にはるかに近づいてきた分、両国株式会社会計制度に伝統的に共通してきた資本概念の特質に気づきにくいようにも思える。そうならないようにするためには、ドイツ株式会社会計制度における資本概念からの歴史を辿るのが、確実である。

わが国株式会社会計制度における伝統的な資本概念の特質は、より適切に起源にまで遡ることで明確にされ、それによってまた、資本概念をめぐる、より適切な現状の把握と将来の議論のための基盤が得られる。そのような考え方に立って、本稿はまず、ドイツ株式会社会計制度における資本概念が生成から確立へと向かう流れを跡づけ、次に、その源流がわが国に引き継がれてきたことを明らかにする。このような歴史的検討によって、これまで必ずしも明確にされてこなかったと思われる、わが国株式会社会計制度に伝統的な資本概念の特質が明らかになるであろう。

そして、その特質を傍らに、会計理論における資本概念を眺めてみようというわけである。しかし次章以下では、慎重を期した結果であるとしても、上述の歴史的な検討(本節冒頭の表現でいえば予備的な課題)への取

組みが長く続く。そこで、この段階で（次の第2節で）、本稿における1つの結論をおおまかにでも示しておくのがよいと思う。もちろん、それはまだ、いわば仮説あるいは見通しとして示されるに過ぎないが、これを念頭に置きながら、その検証作業を次章以下で行っていかうというわけである。そうすることで、ドイツおよびわが国の株式会社会計制度に伝統的な資本概念の歴史的検討も、素朴な歴史の記述へと片寄り過ぎずに、会計理論における資本概念との比較を意識しながら行いやすくなるはずである。

第2節 本稿の結論——仮説としての提示

フローにもとづく資本概念

「資本という語には、本来的に、それを維持するという期待が込められている。資本と利益の区別という場合、資本維持の意識がその裏にあることが多い¹⁶」（上点一石川）。

会計理論における資本概念は、すでに生じた現金の収支ないし財産のフローにもとづいてきた。たとえば、出資者（株式会社でいえば株主）による払込資本ないし拠出資本は、すでに払い込まれた（拠出された）金額である¹⁷。ただ、この金額に対してはとくに、それ自体がもつ素朴な会計上の定義に加えて、出資者への財産分配局面において企業・会社に維持されるべき金額、という意義が与えられてきた¹⁸。もっと丁寧になると、出資者からの払込み（拠出）があったとき、その金額が資本として会計処理さ

16 安藤，前掲「資本概念の変化」，20頁。

17 ここではとくに、中村，前掲書，24-27頁，および，29頁参照。

18 本稿では、とくに断らない限り、「維持されるべき金額」という表現を、期間損益計算におけるのではなく、出資者（株主）への会社財産の分配局面におけるそれという意味で用いる。

れ、その後で、そこに維持されるべき金額としての「期待」、「意識」が込められてきたわけである。

合意にもとづく資本概念

それに対して、わが国株式会社会計制度における伝統的な資本概念は、ひとことでいえば、合意にもとづいてきた。上の表現を用いていうと、「期待」や「意識」それ自体を表わしていたのである。

より具体的には、まずこの資本額は、経営者（取締役）側から充実（調達）されるべき金額として提示された金額について、出資者（株主）側が引き受けた分、すなわち、当事者（経営者と出資者）の間で充実されるべきであると合意が得られた金額として、実際の収支・フローよりも先に成立していた¹⁹。そして、この資本額は、現金の払込み・財産の抛出によって充実された後には、維持されるべき金額として転用されてきた。

維持されるべき金額としての合理性

そのような転用には、一定の合理性があると思う。というのは、その基礎にある合意によって、財産分配をめぐる当事者間の意見の対立が緩和されると期待できるからである。もし上の資本額が、企業に必要な金額として合意が得られているものであるなら、より一層の合理性が認められるであろう。

このようなわが国株式会社会計制度に伝統的な資本概念をふまえると、会計理論における資本概念に維持されるべき金額としての意義を与えることは、必ずしも当然ではないように思えてくる。

19 拙稿「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」『一橋論叢』第131号第5号（2004年5月）、同「資本金及び資本準備金の捉え方と現物出資に係る会計処理」『産業経理』第64巻第3号（2004年10月）を参照されたい。

実は、経営者側から充実されるべき金額として提示されるものより大きな金額が、出資者側から払い込まれることがあった²⁰。この場合も、その充実されるべき金額は、具体的には資本金ないし資本準備金として計上されて、そのまま維持されるべき金額に転用されていた。しかし他方で、それを超えて払い込まれた金額は、経営者側から充実されるべき金額として提示されたものを超える金額である以上、これを企業に維持させる合理的な理由は自明ではない。この見方と結論的には整合するように、その超過分を資本金ないし資本準備金として計上せずに、分配可能額に含めることを認める見解もあったのである²¹。

ここで、充実されるべき金額は、実際の払込みよりも前に成立することで、あたかも予算額のように、実際に払い込まれた金額の多寡を判断する尺度になっている。これに気づくことが、本稿にとって、払い込まれた金額の全額を維持されるべき金額として利用する合理性を考えるための1つのきっかけになっている。

もちろん、予算額ないし尺度であれば、それ自体の合理性も問われるはずである。ただ、それをひとまずおいて考えてみても、そもそも、出資者から払い込まれた金額であるというような表面的な事実だけでは、それが企業にとって必要な金額であるとか、あるいは、維持されるべき金額として合理的であるということまでは、必ずしも断定できないように思える。しかし、会計の立場において、払い込まれた金額の全額をそのまま維持されるべき金額とする合理性が問われることは、あまりなかったと思う。

20 この段落の論述については、弥永、前掲書、58-59頁、および、拙稿「株式会社会計における2つの資本概念——資本金概念と払込資本概念——」『産業経理』第62巻第2号（2002年7月）を参照されたい。

21 前掲拙稿、120-121頁（注（25））参照。

会計理論と充実されるべき金額（資本充実の原則）

その原因は、会計理論（財務会計理論）においては、払込みがあった時点から会計が始まる以上、全体としての払い込まれた金額をそのまま、いわば無批判的に受け入れるのが自然になっている、ということにあるのではないか。いいかえれば、充実されるべき金額は、払込みに先立って生ずるものであるため会計理論的に問題にならず²²、払い込まれた金額を財産分配局面で維持されるべき金額として利用するにしても、その合理性はほとんど問わずに、それをそのまま維持されるべき金額として利用するのが自然になっている、ということなのではないか。

もっとも、仮に充実されるべき金額が会計理論的に認識されないとしても、払い込まれた金額の多寡の尺度を会計の外から得ることで、払い込まれた金額をそのまま維持されるべき金額として利用するのが合理的かどうかを問うこともできるはずである。それにもかかわらず、会計の立場において払い込まれた金額全体を維持されるべき金額とする見方が根強いとすれば、それは、会計の外のことはあくまで会計の外のことであるためなのか、とにかく上の段落の私見を傍証することになると思う。

22 その現われであろうか、会計学者は、いわゆる資本充実の原則の取扱いに悩まされてきたようである。具体的には、わが国株式会社会計制度における伝統的な（平成17年の会社法制定前の）資本概念が取り上げられるとき、資本充実の原則についてふれられるとしても、それは資本維持の原則の意味においてふれられるということが多くみられてきた（たとえば、黒澤清『會計學（改訂増補版）』千倉書房、昭和25年、730頁、武田隆二『最新 財務諸表論〈第10版〉』中央経済社、平成17年、137-138頁、150-155頁、および、広瀬義州『財務会計（第5版）』中央経済社、平成17年、394頁、402頁（ただし336頁も）参照）。しかし、資本充実の原則と資本維持の原則とでは、従来から意味・役割は異なる（ここではとくに、竹内昭夫著・弥永真生補訂『株式会社法講義』有斐閣、2001年、91-93頁、および、藤田友敬「会社法と債権者保護」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会、1997年、34-41頁参照）。

その根強さは、前節でふれた減資差益等の扱いをめぐって、とくに明確に感じられる²³。このことを確認するために、比較の対象として、商法・株式会社法（学）の立場における減資差益等の見方とその根拠を先にみておこう。

商法の立場における減資差益等の見方とその根拠

減資差益等は周知のとおり、資本金及び資本準備金の減少額（のうちの全部ないし全部に相当する金額）である。そこでまず、資本金及び資本準備金、すなわち、商法・株式会社法（ひいては株式会社会計制度）における資本額は、どのように減少するのかをみる。するとその資本額は、維持されるべき金額として利用されるようになった後で、やはり当事者（経営者、出資者、さらに債権者）間において、その利用についての合意が解かれたときに実質的に減少する、とみることができる（平成17年改正前商

23 ただ、減資差益等を分配可能額に含めることへの批判は、もしかすると、そのことを一切否定するという趣旨ではなくて、利益剰余金（留保利益）の残高がある状態で、それよりも先に減資差益等（払込資本）の金額にもとづく分配（配当）等を行うべきではない、という趣旨であるのかもしれない（たとえば、野口晃弘「会社法計算規定と資本会計における諸問題」日本会計研究学会課題研究委員会（委員長 須田一幸）『会計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006年9月、第20章、393-394頁参照）。とはいえ、そのような趣旨が正確に、広く共有されているとすれば、払込資本よりも留保利益を先に減らすことを指示する規定（平成13年6月改正前商法289条2項のような規定）を復活させるべき、あるいは、同様の会計基準を設定すべき、というような具体的な主張（これが読み取れると思われる文献として、たとえば、中村忠「会社会計の新たな問題」『税経セミナー』第47巻第1号（2002年1月）、7頁、中村忠『制度会計の基礎知識』税務研究会出版局、平成15年、174-176頁、および、野口、前掲論文、393-395頁参照）が、一般に、本脚注冒頭の文字通りの批判以上に目立っていてもよいように思える。それに、払込資本よりも留保利益を先に減らすという考え方があるとしても、それはどこまで当然のことなのか、検討の余地はあるように思われる。これについては、別稿で検討したい。

法 375 条, 376 条, 289 条等, ならびに, 平成 17 制定会社法 447 条, 448 条, 449 条等参照)。

ここで減資差益等は, 最初に充実されるべき金額として生じたときから一貫して合意にもとづきつつ, 維持されるべき金額から外された金額であるから, それが分配可能額に含まれることに問題はない(むしろ自然)と考えられるわけであろう。

会計の立場における減資差益等の見方とその根拠

他方, それに批判的な会計の立場においては, 前述のように, 払い込まれた金額を全体として受け入れ, それをそのまま維持されるべき金額として利用するからこそ, 払い込まれた金額の一部に相当する減資差益等を維持されるべき金額から外す, という発想が出てきにくいのではないか。たとえば, 従来から, 維持されるべき金額としての度合いが異なる資本金額と資本準備金額という区別は, 会計理論的なものではなく, これらはひとまとまりの資本(払込資本)であると説明される傾向があったことからいって, 上のような見方もあながち的外れではないと思う。

もっとも, 払い込まれた金額をひとまとまりの資本として計上した後で, それを維持されるべき金額とする場合であっても, その維持の度合いに強弱の差を付けることもできるはずである。平成 17 年制定の会社法における資本概念は決定的に, 伝統的なそれから離れ, 会計理論のそれに近づいて, 払い込まれた金額あるいは給付された金額での測定が行われることになった。しかし, そこでもなお, 当事者間の合意にもとづき, 払い込まれた金額は資本金額と資本準備金額とに分けて計上することができるのである(445 条 2 項 3 項)。それは, 資本額に当事者間の合意を関わらせてきた伝統の名残りを示している。

それでもなお, 会計の立場において減資差益等を分配可能額に含めることへの批判があるということは, それだけ, 資本をひとまとまりのもの

捉える感覚が根強いということ，したがって先程と同様，上の私見の傍証になると思われる。

資本概念の揺らぎと厳格化の共存

フローにもとづく資本概念と，合意にもとづく資本概念との違いに着目する観点からはさらに，これも前節でふれた資本概念の揺らぎと厳格化の共存について，次のような整理が可能である。

ここ数年，揺らいできた資本概念は，わが国株式会社会計制度に伝統的な資本概念，すなわち，合意にもとづく資本（資本金及び資本準備金）概念である。原因は，それを支えてきた「期待」，「意図」，ないし，合意（具体的には，資本を維持されるべき金額とする株式会社法の分配規制を通じた，債権者保護についての「期待」，「意図」，合意）そのものが揺らいできたことにある²⁴。

他方で，厳格化されている資本概念は，会計理論における資本概念，すなわち，フローにもとづく資本（払込資本）概念である。原因は，合意にもとづく資本概念の揺らぎにある。これに伴って，フローにもとづく資本概念が，わが国株式会社会計制度における資本概念としての座を堅めつつある，ということである。

以上のようにみると，一見矛盾しているかのような資本概念の揺らぎと厳格化は，矛盾していないことになる。揺らいできた資本概念と，厳格化されてきた資本概念とが異なるからである²⁵。

24 たとえば，郡谷大輔＝岩崎友彦「会社法における債権者保護（上）・（下）」『商事法務』第1746号（2005年11月5日）・第1747号（2005年11月15日）参照。

25 なお，本文でもふれたように，わが国株式会社会計制度における資本概念は，すでに，合意にもとづくものからフローにもとづくものへと変化している。これに伴って，合意にもとづく資本概念であった資本金及び資本準備金は，完全

以上、本節で述べてきたこと、とくに、わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質については、まだ仮説の域を出ない。というわけで、前節の最後で述べたような検証作業が、これから始まるのである。

第2章 ドイツ株式会社会計制度における資本概念の生成 —— わが国における起源に尋ねる(1)

第1節 序

本章の目的は、わが国株式会社会計制度における資本概念の直接的な起源である、ドイツ株式会社会計制度における資本概念の生成過程を明らかにすることである。

このような研究をみかけないのは、少なくとも、その資本概念が初めから明確であったからではない。今でこそ厳格であるというイメージをもたれやすいと思われるその資本概念は、当初、むしろ不明確でさえあった。原因は、商法・株式会社法における規定の用語法によるところが大きい。

払込資本といえば、すでに払い込まれた金額のことを意味するのが、わが国会計学の常識であるといっておかろう。しかし、「払込」という語が付されただけでは、すでに「払」い「込」まれたのか、あるいは、これか

に消滅する可能性もあったと思われるが、しかし現在もなお残っている。ただし、それは名称だけであって、実質は、いわば合意ありきの概念から、フローありきの概念（フローの上に合意が置かれた概念）へと変化している。

したがって、フローにもとづく資本概念を、財産分配局面で維持されるべき金額として利用することの合理性が、今後もお問われることになる。それはしかも、資本制度の行く末には必ずしも左右されない論点であろう。というのは、資本制度が廃止されたとしても、任意的な次元での分配規制（財務制限）における利用が考えられるからである。その合理性の程度はいかなるものか。これについては、別稿で検討したい。

ら「払」い、「込」まれるのか、ということまでは、表現しきれない。

これは穿った見方であるが、いいたいことは、払込資本の意味を理解するには、表現を表面的にみるだけでなく、会計上の認識および測定といった具体的なレベルでの概念的な実質にまで踏み込む必要がある、ということである。ドイツの初期株式会社会計制度にみられた語のうちとくに、本章でたびたび登場する「出資（資本）」の語についても、表現にとらわれずに、その意味を探る必要がある。

そのような意識で以下に、ドイツ株式会社会計制度における資本概念が、誕生し、成長していく過程を明らかにする。

第2節 「会社資本」と「出資資本」—— 1839年ヴュルテンベルク商法草案

充実されるべき金額としての会社資本

ドイツで初めて株式会社に関する一般規定をもったのは、その一王国ヴュルテンベルクが1839年に公表した商法草案（Entwurf eines Handelsgesetzbuches für das Königreich Württemberg mit Motiven）²⁶ である。この草案は、法律として実現するには至らなかったが²⁷、ドイツ株式会社会計制度に伝統的な資本概念に関わる次の規定を有していた。

第268条 会社資本の引受け（Deckung des Gesellschaftscapitals）

少なくとも会社資本（Gesellschaftscapital）の5分の1が発起人

26 資料は、Entwurf eines Handelsgesetzbuches für das Königreich Württemberg mit Motiven, I. Theil, Entwurf des Handelsgesetzbuches, Stuttgart, 1839年。

27 K. Barth, Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts, 1. Bd., Stuttgart, 1953年, 67頁（松尾憲橘・百瀬房徳共訳『貸借対照表法の論理』森山書店, 1985年, 20-21頁）参照。

(erste Unternehmer) によって引き受けられていなければ、株式会社設立の政府認可は与えられない。

…… (第2項省略)

第269条 会社資本の払込み (Einzahlung des Gesellschaftscapitals)
少なくとも会社資本の10分の1が払い込まれていなければ、会社は営業を開始できない。…… (第2文省略)

「会社資本」は、上の第268条第1項および第269条第1文によると、(払込みの) 引受けによって成り立つ金額であり、したがって、後に払い込まれる金額、すなわち、充実されるべき金額であることがわかる。

もっとも、会社と株主との間に払込みの合意があれば²⁸、充実されるべき金額が成立するのは当然のことである。本稿にとって問題なのは、その金額の会計的な取扱いである。つまり、充実されるべき金額は存在するにしても、それが会計上認識されるかどうか、である。

会計上の資本概念

上で取り上げた規定は、会計処理に直結するものではなく、したがって、充実されるべき金額を会計上認識すべき根拠にはなっていない。この問題に関わるのは、次の規定である²⁹。

第261条 配当 (Dividenden)

一定の会計期間の後に出資財産を超えて生じた剰余 (Ueberschuß

28 その合意があることを前提とする、株主が会社に対して負う払込義務に関わる規定 (252条2項, 254条, 255条1項) を参照。

29 第261条の訳については、安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房、1997年、190頁参照。

über das Einlagevermögen) すなわち利益 (Gewinn) は、出資の割合にもとづいて (nach Verhältniß der Einlagen) 株主に分配される。

ただし、その一部は、将来の損失 (Verlust) を填補するため準備財産 (Reservevermögen) の積立てに留保することができる。

…… (第3項および第4項省略)

第262条 財産計算書 (Vermögensberechnung)

生じた利益または損失 (Gewinn oder Verlust) に関しては、計算書 (Berechnung) が少なくとも毎年、株主に提出されなければならない。

これは、株主総会において行われるか、または、個別の株主全員への計算書概要の送付によって、もしくは、事前の公告の後に、計算書を一定期間、閲覧に供することによって行われる。

損失が生じている場合の手続き

第263条

会社業務の運営に携わる受任者 (Beauftragten) は、損失が出資資本 (Einlagecapital) の少なくとも半分に達することに気づいたときはただちに、このことを遅滞なく株主に知らせ (第262条)、商業登記簿への登記のため、および、公告のために、商事裁判所にこれについて届け出なければならない。

第264条

損失が出資資本の10分の7に達する場合、その会社は解散される。

…… (第2項省略)

まず、第261条で規定されている分配可能額の計算についてであるが、これは貸借対照表によるものと解される。というのも、この第261条に続

く第 262 条は、利益あるいは損失に関する計算書についての規定であり、しかもこの規定の標題は、上に示したとおり「財産計算書」である。このように呼ばれ、利益あるいは損失を計算するものといえ、貸借対照表を想起することになる³⁰。そこで計算される利益ないし「剰余」が、第 261 条に従って分配されるわけである。

そして、これらの規定に続く第 263 条および第 264 条第 1 項に定められている損失と「出資資本」との比較も、同じく貸借対照表において行われることになると解される。第 263 条が、第 262 条に言及していることから、そう解するのが自然であろう。

なお、上に示した条文における利益および損失は、期間利益および期間損失だけでなく、それらを含む繰越利益および繰越損失のことであると解される。これらが第 261 条では分配可能額を構成し、とくに繰越損失は第 263 条および第 264 条第 1 項で出資資本に対する比較の対象とされるわけである。

出資財産と出資資本

次に問題にしたいのは、第 261 条第 1 項における「出資財産」の語と、第 263 条および第 264 条第 1 項における「出資資本」の語の異同である。結論からいえば、これらは同義と解される。

第 261 条第 1 項の出資財産は、貸借対照表の貸方（消極側）への記載が想定されていると考えられる。その端的な根拠は、同じ第 261 条の第 2 項に登場する「準備財産」を、草案の理由書が「準備金」(Reservefonds)と表現していることにある³¹。いわゆる準備金は、貸借対照表上の貸方項

30 この結論は、安藤、前掲書、190 頁と同じである。

31 Entwurf eines Handelsgesetzbuches für das Königreich Württemberg mit Motiven, II. Theil, Motive, Stuttgart, 1840 年, 230 頁参照。

目（消極項目）である。したがって、その準備金と同義であるといえる準備財産の金額とともに、財産という語が付いているにもかかわらず出資財産の金額も、貸借対照表の貸方（消極側）に記載されるわけである³²。

なお、いま言及した準備財産の金額については、積立てが強制されてはいない（261条2項）。したがって、準備財産の金額が積み立てられるとすれば、任意積立金（損失（欠損）填補積立金）の金額として、である。

次に検討する問題が最も重要である。それは、上の規定における出資資本（出資財産。以下、主に出資資本の語のほうを使う）が、いかなる金額で計上されるかという問題である。ところが、これについて明確な定義を行うような規定は見当たらない。

払い込まれた金額としての出資資本

1つの解釈としては、一般に「出資」と訳される Einlage の語が付されていることから、出資資本は、すでに払い込まれた（出資された）金額で計上されるという解釈があり得るかもしれない。ただし、この解釈が採られる場合は、上述の会社資本と、ここでの出資資本とが異なる意味（前者は充実されるべき金額の意味、後者は払い込まれた金額の意味）をもつことになる。そして、そのような用語の使い分けが意図されたものであるかどうかについては、疑問が残る。

32 ドイツにおいて、「財産」の語と「資本」の語が区別なく用いられる傾向があったことについては、（具体的にはもう少し後の法律に関わるものであるが）Stromveck, von, Grundkapital, Grundvermögen und Bilanz der Aktiengesellschaften, insbesondere der Eisenbahngesellschaften, Archiv für Theorie und Praxis des Allgemeinen Deutschen Handels- und Wechselrechts, 37. Bd., Berlin, 1878年, 1-3頁, および, 本章第5節（1884年改正普通ドイツ商法についての記述）参照。

というのは、この草案の本文および理由書においてみられる語として、これまで取り上げた会社資本³³、出資財産および出資資本³⁴といった語の他に、同じような文脈におけるにもかかわらず、たとえば、「会社財産」(Gesellschaftsvermögen)³⁵、「資本」(Capital)³⁶、「株式資本」(Actien-capital)³⁷、「基本財産」(Grundvermögen)³⁸、「基金」(Fonds)³⁹、「会社基金」(Gesellschaftsfonds)⁴⁰という語がみられるのである。したがって、ヴュルテンベルク商法草案においては、用語が厳密に使い分けられているとはいえず、出資資本の語が会社資本の語と異なる意味で用いられているかも知れない。

それでも、上に示した第 261 条第 1 項、第 263 条および第 264 条第 1 項にいう出資財産および出資資本はすでに払い込まれた金額を意味するという解釈が不可能である、といえるような明確な根拠もないように思われる。

充実されるべき金額としての出資資本

それに対して、出資資本は充実されるべき金額である、という解釈もまた可能であると思われる。

たしかに、第 261 条第 1 項は、「出資の割合にもとづいて」分配が行われるべきことを定めており、ここでいう「出資」は払い込まれた金額と解

33 本文で示した 268 条および 269 条の他に、271 条の標題および理由、250 条理由参照。

34 本文で示した 263 条および 264 条 1 項の他に、260 条理由参照。

35 271 条参照。

36 268 条理由、271 条理由参照。

37 250 条理由参照。

38 256 条理由参照。

39 256 条理由、261 条理由参照。

40 271 条理由参照。

するのが自然であるとみられるかもしれない。このことも、上のように出資資本を払い込まれた金額とみる解釈に、有利な材料となり得る。

しかし他方で、会社の解散に際しては、株主が所有する「彼らの株式の割合にもとづいて」(nach Verhältniß ihrer Actien) 会社財産の分配が行われるべきことが定められている(273条1項)。ここで、所有株式の割合は、その取得の際に引き受けられた払込みの金額の分割払込みが認められていることから(上述の第269条や、他には第252条、第254条、第255条参照)、各株主により払い込まれた金額の割合と同じであるとは限らない。したがって、少なくともヴェルテンベルク商法草案においては、会社財産の分配が払い込まれた金額にもとづくことは自然であるとも断定できず⁴¹、ひいては、上の「出資」の語が払い込まれた金額を意味すると断定することもできないのである⁴²。

以上のように、出資資本が払い込まれた金額であるといえる確証もないのであれば、出資資本が充実されるべき金額(いわばこれから出資される金額)であるという解釈は否定できないであろう。

そのように解釈する場合、上述の会社資本とこの出資資本とが同じ意味になる。これに関して、後の1849年ドイツ普通商法草案は、その理由書においてヴェルテンベルク商法草案にふれ、上述の会社資本と出資資本とをいずれも「資本金」(Grundcapital)という1つの語で表現しており、

41 ドイツにおけるこのような傾向については、たとえば、1897年ドイツ商法第214条参照。

42 理由書によれば、「「出資の割合にもとづいて」と付け加えられなければならなかったのは、大きさの異なる拠出(Beiträge)も行われ得るためである」(前掲理由書、261条理由(230頁))。しかしここでは、株主ごとに異なる金額がすでに拠出されている場合への対応が考えられていたというよりも、株式ごとに異なる引受金額を設定し得るとしたことへの対応が考えられていたようである(前掲理由書、250条理由(221-222頁)参照)。

実質的にもそれらを同じものとして取り上げているといえる⁴³。しかも、そのドイツ普通商法草案にいう資本金は、払い込まれた金額ではなく、充実されるべき金額であると解されるのである（これについては次の第3節2で述べる）。

以上の2つの解釈が可能とみられるほどに、1839年ヴュルテンベルク商法草案においては、貸借対照表に記載される（出資）資本の金額は、明らかではない。それはとくに、出資（Einlage）の語の意味が判然としないうためであるが、ドイツ株式会社会計制度においてこの語が必ずしも、すでに行われた払込みを意味しなかったことは、後の法律において判明することとなる。

第3節 資本金額の定款への記載と株式への分割

—— 1843年プロシア株式会社法～1849年ドイツ普通商法草案

本節では、現行のドイツ株式会社会計制度にまで引き継がれている、資本金額の定款への記載と株式への分割について検討する。ドイツにおいて、

43 Th. Baums (Hrsg.), Entwurf eines allgemeinen Handelsgesetzbuches für Deutschland (1848/49), Text und Materialien, Heidelberg, 1982年（ヴュルテンベルク商法草案の会社資本を資本金と表現している箇所として、理由書（Motive）第4章の序（Einleitung）、第4段落（154頁）、同じく出資資本を資本金と表現している箇所として、第102条および第103条の理由、第2段落（162頁）参照。

また、久保欣哉博士も、「出資資本（Einlagekapital）の技術的表示としての資本金なる用語（das Word Grundkapital）は1843年11月9日の株式会社に関するプロシア法（——これについては次の第3節1参照。石川）とともに、その法律用語として現われた」（久保欣哉「資本概念の二重性——株式会社法上の「資本」の特殊性」『一橋論叢』第42巻第1号（1959年7月）、76頁）とされ、出資資本と資本金とを同義と解しておられる。

前者は1843年プロシア株式会社法に始まり、後者は1849年ドイツ普通商法草案に始まると考えられる。

それらの特徴は、ドイツ株式会社会計制度に伝統的な資本概念との関わりで、いかなる意味をもつのか。このことを、上記の法律および草案を取り上げて明らかにすることが、本節の課題である。

1 資本金額の定款への記載——1843年プロシア株式会社法

資本金額の定款および貸借対照表への記載

1843年プロシア株式会社法（Gesetz über die Aktiengesellschaften vom 9. November 1843）⁴⁴ は、ドイツで初めて株式会社に関する一般規定をもって成立した法律である。

プロシア株式会社法においては、株式会社の設立に認可主義が採られ（1条1項）、その認可手続きに際して、会社の定款が提出されなければならなかった（1条2項）。この定款作成に関して同法は、「資本金」（Grundkapital）の語を用い、その金額が定款に記載されなければならぬと定めている（2条3号）⁴⁵。

定款は、公証手続きを経て（2条柱書）、官報で公告される（3条1項）。また、それを変更しようとするならばあらためて認可と公告を要した（4条）。このことから明らかなように、資本金の金額は、容易に変更することができない（固定的な性格をもつ。このことについては、また後でふれる）。

44 資料は、N. Weinhagen, Das Recht der Aktien-Gesellschaften, Köln, 1866年。

45 なお、プロシア株式会社法の起草段階ですでにこの資本金の語は用いられ、またその金額は定款記載事項とされていた（Th. Baums (Hrsg.), Gesetz über die Aktiengesellschaften für die Königlich Preussischen Staaten vom 9. November 1843, Text und Materialien, Darmstadt, 1981年, 45頁以下参照）。

資本金額と同様、定款には各株式の金額 (Höhe der einzelnen Aktien) が記載される (2 条 3 号)。株式の金額とは、具体的には額面価額 (Nominalbetrag) のことであると解される。というのも、第 11 条、第 13 条ないし第 16 条において、株式の金額 (Betrag der Aktie, Aktienbetrag) と額面価額の語が、代替的に用いられているからである。

これらの規定の内容でむしろ重要なことは、1839 年ヴェルテンベルク商法草案におけるのと同様、株式の金額ないし額面価額について、分割払込みが想定されていることである (11 条および 13 条)。ここでは、会社と株主との間にある払込みについての合意、したがって充実されるべき金額 (分割して払い込まれるべき金額) が存在することが明らかであり、株式の金額ないし額面価額がそれに当たるわけである (14-16 条)。

次に、会計上の問題である。資本金額の会計上の取扱いに関しては、次の規定があった⁴⁶。

第 17 条

会社は、定款上の資本金 (statutenmäßiges Grundkapital) を、株主への払戻しによって減少させることはできない。

定額の利子の約定は、企業が完全な営業の開始に至るまでの準備に要する、定款所定の期間についてのみ許される。その期間以後は、利子または配当の形態の如何を問わず、年次決算書 (Jahresabschlüsse) によって明らかになる剰余 (Ueberschuß) を超えて株主に分配されてはならない。

第 24 条

取締役は、財産状態の概観のために必要な諸帳簿を作成し、さらに

46 訳については、安藤、前掲書、59 頁 (24-26 条) および 138 頁 (17 条) 参照。

毎営業年度の最初の 3 か月以内に会社財産の貸借対照表 (Bilanz des Gesellschaftsvermögens) を作成し、かつ、特定の帳簿に記載する義務を負う。…… (第 2 文省略)

第 25 条

最終の貸借対照表によって、資本金が半減したことが判明した場合には、取締役は遅滞なくこのことを公告しなければならない。

…… (第 2 項省略)

第 26 条

提出された貸借対照表上で、会社の財産額が債務の弁済に不足する場合には、州政府から通知を受けるべき裁判所は、職権をもって破産手続きを開始しなければならない。

第 17 条第 2 項は、条文にある「年次決算書」といえば当時、主に財産目録および貸借対照表を意味したことから、具体的には貸借対照表にもとづく分配可能額の算定を指示するものであるという解釈がある⁴⁷。この解釈は、とくに第 17 条第 2 項の文言を直接的な手がかりにして得られているものの、さらにそれ以外の、上に示した規定とも整合的である。

すなわち、第 24 条では、毎営業年度における (会社財産の) 貸借対照表の作成が義務づけられ、また第 25 条第 1 項および第 26 条では、貸借対照表上での資本金額と純財産額との比較、および、財産額と債務額との比較が行われることが想定されているといえる。とくに第 25 条第 1 項からは、資本金額が貸借対照表に記載されることが明らかである。

その第 25 条第 1 項にいう「資本金」は、同法においては他に定款記載事項に関する第 2 条第 3 号 (上述) 以外で資本金の語そのものが単独使用されていないこともあって、第 17 条第 1 項にいう具体的な「定款上の資

47 安藤, 前掲書, 138 頁参照。

本金」と同じであると解され、したがって第17条第1項においてもその資本金額を記載した貸借対照表が想定されているといえよう。そして、同条第2項第2文では、貸借対照表にもとづき、原則として（定款上の）資本金額を超える純財産額を分配可能額（剰余）として計算すべきことが指示されていると解される。

なお、第25条第1項にいう「資本金が半減」とは、厳密には、資本金額それ自体が半減するという意味ではなく、当然、純財産額が資本金額の半分を下回ることを意味する。続く第26条でも、問題になっているのは、財産額と債務額との関係ないし純財産の有高であることからいっても、それは間違いない。

そもそも、資本金額の変更には、前述のとおり、定款の変更（の認可）が必要である。したがって、資本金額の変更（この場合は減少）が認可されるとしても、それは貸借対照表で初めて判明することではないから（あらためて第25条第1項の文言参照）、やはり、上の読み方に間違いはなからう。

この規定のような表現は、後に改善されることとなるが、それは資本概念の明確化、あるいは、生成過程を反映することになる。

資本金額の定款への記載の意味

ところで、（書面ないし形式としての）定款に記載されていなくても、充実されるべき金額自体は合意の上に成り立ち得るし、貸借対照表にも記載され得る。実際、前節で検討した1839年ヴェルテンベルク商法草案においては、そのような解釈が可能であった。要するに、定款への記載は、資本金額が充実されるべき金額として貸借対照表に記載されるための必要条件ではない。

とはいえ、1843年プロシア株式会社法にいう定款の原語、すなわち、Gesellschaftsvertragに含まれているVertragの語には、契約という意

味がある⁴⁸。資本金の金額が、契約としての性格をもつ定款において定められるものであるとすれば、それは合意された払込金額すなわち充実されるべき金額であることがより明確になるであろう。

そして、それに加えて、(1843年プロシア株式会社法では必ずしもまだ実現されていないが)定款上のものと同じ資本金額が貸借対照表にも記載されるということが条文をもって明らかにされれば、株式会社の貸借対照表上の、したがって株式会社会計制度上の資本概念も充実されるべき金額であることが明確になる。条文のあり方ないし構成による、株式会社会計制度上の資本概念の明確化という、どちらかといえば形式的な効果であるとしても、資本金額の定款への記載には、そういう意味があると考えられる。

2 資本金額の株式への分割——1849年ドイツ普通商法草案

上の1843年プロシア株式会社法においては、資本金額と株式の額面価額との関係が明確ではなかった。株主の会社に対する払込義務についての規定をみれば、株式の額面価額は明らかに充実されるべき金額であるといえるが、それと資本金額との関係が条文上、明確ではなかった。これが明らかになれば、資本金額が充実されるべき金額であることが明確になるのである。

充実されるべき金額としての資本金額

1849年のドイツ普通商法草案 (Entwurf eines allgemeinen Handelsgesetzbuches für Deutschland)⁴⁹ は、上の1843年プロシア株式会社法と同様、「資本金」(Grundcapital)の語を用いており、その金額の定款記

48 他に定款と訳される語として、Statut や Satzung があるが、これらにも契約という意味ないしニュアンスはある。

49 資料は、Baums, 前掲『1849年ドイツ普通商法草案, 本文および資料』。

載を要求する（75条1項4号）。この資本金の意味についてであるが、同草案の理由書は、本章第2節で検討した1839年ヴュルテンベルク商法草案（268条および269条）を引き合いに出しており、資本金額は、すでに払い込まれた金額ではなく、それに先立って生ずる、充実されるべき金額であるという認識を示しているといえる⁵⁰。

会社資本の株式への分割

1849年ドイツ普通商法草案において、注目すべき新たな規定は、次のとおりである⁵¹。

第85条

会社資本（Gesellschaftscapital）は、株式ないし株式持分に（in Aktien oder auch in Aktientheile）分かたれる。

この条文における問題は、「会社資本」の語の意味である。1839年ヴュルテンベルク商法草案にいう会社資本の語は、充実されるべき金額を表わ

50 Baums, 前掲書, 154頁参照。

51 なお、1839年ヴュルテンベルク商法草案には、次の規定があった。

第250条

会社財産は、全体のうちの特定の一部分である株式ないし株式持分（クーポン）によって調達される。

ヴュルテンベルク草案は、フランスおよびオランダ商法典の「会社資本は株式に分かたれる」という表現では不十分であるとして、この第250条を独自に考案した（前掲理由書、250条理由（221-222頁）参照）。

しかし、後の商法に引き継がれていったのは、そのフランスおよびオランダ商法典の規定の流れを汲んだ、本文の1849年ドイツ普通商法草案第85条である。そのため本文では、ヴュルテンベルク草案第250条を取り上げなかった。

していた。しかし、この1849年ドイツ普通商法草案の株式会社に関する規定において、会社資本の語が用いられているのはこの第85条においてのみである。そのため、他の規定からその意味を読み取ることはできない。また、理由書からも確かなことはいえない。

資本金額を株式の額面価額に分ける意味

仮に、この会社資本が資本金と同義であるとすれば、上の規定によって、資本金額と株式の額面価額との関係が明確になっていたはずである。

1849年ドイツ普通商法草案においても、これまでの草案および法律と同様、額面価額は充実されるべき金額であることが、いくつかの規定の文言から明らかである（87条2項、88条、91条、92条、93条等参照）。これらの規定は、会社と株主との間で合意の得られた充実されるべき金額が、どのように充実されるべきかを個別具体的に定めるものである。

そのような規定に加えて、仮に、額面価額の元は資本金の金額であると明言されれば、資本金額が充実されるべき金額であることも必然となる。これが、先行する草案および法律にみられたものに似た、貸借対照表に資本金額が記載されることと整合的な既存の規定（94条、95条1項、100条、102条および103条1項）と結びついて、株式会社会計制度上の資本概念が充実されるべき金額であることを明確にするのである。

この筋書きを完成するには、上の第85条のような条文において、会社資本の語を資本金とするのが簡単である。これについては後の立法結果を待つとして、ここでの結論を要約すると次のようになる。資本金の金額が株式の額面価額に分かたれるとする規定を、これまでの草案および法律の延長線上に位置づけるならば、それは、貸借対照表に記載される資本金額が充実されるべき金額であることを明確にする規定である。

第4節 貸借対照表における分配可能額の算定の明文化と資本金額の記載の明文化

—— 1856年プロシア株式会社規則～1870年改正普通ドイツ商法

ここまで取り上げてきた草案および法律において、資本金額が貸借対照表に記載されることは、条文をもって直接的にはではなく、解釈でいわば間接的に導くしかなかった。しかし、次第に、そのことが明文で定められるようになってくる。本節では、この過程を明らかにする。

1 貸借対照表における分配可能額の算定の明文化

—— 1856年プロシア株式会社規則～1861年普通ドイツ商法

1856年にプロシア政府は、州政府等に宛てて、「株式会社の定款の認可に際して確認すべき一般原則に関する回状規定」(Cirkular=Verfügung wegen der bei Bestätigung der Statuten von Aktien-Gesellschaften festzuhaltenden allgemeinen Grundsätze；以下、株式会社規則と呼ぶ⁵²⁾⁵³⁾を出した。これは、その名称からも窺われるように、当時の株式会社設立に際しての政府による定款認可に当たり、確認すべき事項について規定している。また、それとともに、前の第3節で検討した1843年プロシア株式会社法の、いわば注釈規定も含むものである。

その中には、分配可能額の算定に関わる次の規定があった⁵⁴⁾。

第44条

貸借対照表の確定に際しては、年度収入の年度支出を超える金額ではなく、積極項目の消極項目一般を超える金額 (Ueberschuß der

52 安藤，前掲書，204頁参照。

53 資料は，Weinhagen，前掲書。

54 訳については，安藤，前掲書，139頁参照。ただし，第44条については，安藤先生とやや異なる訳を試みている。

Aktiva über die Passiva überhaupt) が純利益 (Reingewinn) を成す。

第 45 条

配当の分配に先立ち，純利益の少なくとも 10% が準備金 (Reservefonds) のために控除されなければならない。その積立ては，株式資本 (Aktien=Kapital) の 10% を超えてまでは要求されない。

第 44 条によって，プロシア株式会社法 (17 条 2 項) における分配可能額の算定は，貸借対照表にもとづくとする解釈が決定的なものとなる⁵⁵。

「消極項目一般」には，そのプロシア株式会社法第 17 条第 2 項について前節で行った解釈にもとづく，債務に加え，資本金が含まれる。これは，プロシア株式会社法のもとでの，いわば一般原則的な分配可能額の算定方法に関わることからであると解される。

そしてその一般原則の上に，株式会社規則第 45 条は，準備金額の積立てを要求している (なお，「株式資本」の語の意味は，ここではとくに問題とならないので，取り上げない)。ただし，プロシア株式会社法の条文本体は，準備金額の積立てを強制してはいなかった。

その後，1856 年以降のプロシア商法草案の起草とそれをめぐる会議を経て，1861 年に普通ドイツ商法 (Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch)⁵⁶ が成立した。同法には，分配可能額の算定に関する次の規定がある⁵⁷。

55 安藤，前掲書，138-139 頁参照。

56 資料は，Weinhagen，前掲書。

57 訳については，安藤，前掲書，139 頁参照。

第 217 条

……年次貸借対照表によって、かつ、定款に準備資本 (Reserve=Kapital) の留保が定められている場合にはその金額を控除した後に、純剰余 (reiner Ueberschuß) として生ずる金額だけが、株主に分配され得る。

…… (第 2 項省略)

この規定から明らかなように、1861 年普通ドイツ商法は、それまでの流れを引き継いで、貸借対照表にもとづく分配可能額の算定を規定した。また、これも条文から読み取れるように、普通ドイツ商法は、上の 1856 年株式会社規則とは異なり、しかし 1843 年プロシア株式会社法本体と同様、準備資本 (準備金) 額の積立てを強制しなかった。そのことも重要かもしれないが、ここでより重要なのは、資本金額と貸借対照表との関係について、依然として明言がないということである。

2 貸借対照表における資本金額の記載の明文化

—— 1870 年改正普通ドイツ商法

そのような状況にあって、1870 年改正普通ドイツ商法 (以下、1870 年改正商法と呼ぶ⁵⁸⁾⁵⁹ においては、資本金額の貸借対照表への記載に関わる次の規定が新設された⁶⁰。

58 なお、とくにこの 1870 年改正商法以降の株式会社および株式合資会社に関する法規は、通称として「株式法」(Aktienrecht) と呼ばれることも多い (後に正式名称にもなる)。本稿の検討対象も、もっぱらこれに当たる。

59 資料は、E. S. Puchelt, Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3. Aufl., 1. Bd., Leipzig, 1882 年。

60 訳については、安藤、前掲書、139 頁参照。

第 239a 条

貸借対照表の作成については、次の規定に従う。

……（第 1 号および第 2 号省略）

3 資本金の金額、および、定款に定められることがある準備金ないし更新基金（Reserve=oder Erneuerungsfonds）の金額は、消極側に記載されなければならない。

4 全積極側と全消極側との比較から生ずる利益または損失は、貸借対照表の末尾に格別に記載されなければならない。

このような規定が設けられた契機は、1870 年改正商法において、それまで採られてきた、株式会社の設立に際しての国家（政府）による認可主義（改正前 208 条 1 項）、および、その設立後の監督官庁による貸借対照表等の検査制度（改正前 240 条 2 項）が廃止されることにあった⁶¹。

従来は、貸借対照表の作成方法について、法律の条文上、会社の任意に多くが委ねられていたが、実際には、上述の認可・検査手続きの過程で、政府はそれを規制することが可能であった。しかし、それら 2 つの制度はともに、1870 年の普通ドイツ商法改正によって廃止されることになる。そこで政府は、貸借対照表の作成方法を、あらかじめ法律の条文をもって、ある程度画一的に定めようとしたわけである⁶²。

このような経緯があるにせよ、とにかく、資本金額が貸借対照表に記載

61 その代わりに、株式会社設立について準則主義が採られることになった（準則主義とは、「法が豫め定めた一定の要件に準據して社團（殊に會社）又は財團を設立したときは直ちに法人格を認める主義」（我妻榮＝横田喜三郎＝宮澤俊義編輯代表『法律學小辭典』岩波書店、昭和 12 年、541 頁）のことをいう）。

62 E. Schmalenbach, Über das allgemeine Bilanzrecht, Zeitschrift für Handelswissenschaftliche Forschung, 11. Jg., 1916-1917 年の添付資料, 40 頁参照。また、安藤、前掲書, 155-159 頁は、同様の事実認識にもとづいて（資産）評価規定を分析している。

されることは明らかになった。この結果は、ここまで解釈で導いてきた結論と同じである。

理由書 (Begründung) によれば、資本金額の貸借対照表への記載は、分配可能額の算定原則からいって当然の結果であるという⁶³。そこで、この原則についての規定を次にみる。

第 217 条

……年次貸借対照表によって、かつ、定款に準備資本 (Reservekapital) の留保が定められている場合にはその金額を控除した後に、すべての出資を超えて純剰余 (reiner Ueberschuß über die volle Einlage) として生ずる金額だけが、株主に分配され得る。損失によって減少した出資の総額が回復するまで、株主は配当を受け取ることができない。(上点 — 石川)

…… (第 2 項省略)

上点を付した文言が、1870 年の改正で新たに加えられた文言である。

「出資」の語は問題である。この語の意味のとり方次第では、第 217 条第 1 項それ自体における分配可能額の算定に対してはもちろんのこと、上に示した第 239a 条第 3 号にいう資本金の解釈にまで影響が及びかねない。理由書がいうには、この第 217 条第 1 項の当然の結果が、第 239a 条第 3 号だからである。そこで、本章第 2 節で 1839 年ヴェルテンベルク商法草案を検討したときに続いて再び、「出資」の語の解釈に取り組まなければならない。

1870 年改正商法の理由書をもとに、出資の語が使用された経緯を探ると、1857 年のプロシア商法草案 (Entwurf eines Handelsgesetzbuchs für

63 Schmalenbach, 前掲論文の添付資料, 40 頁参照。

die Preussischen Staaten) の第 152 条理由書に行き着く。同条は要するに、匿名商事組合 (stille Handelsgesellschaft) における匿名組合員 (stiller Gesellschafter) の有限責任 (1 項) と、「出資」の欠損は後の利益で填補すべきこと (2 項) を定める規定である。そしてその理由書が、次のように述べていたのである。「すべての出資を超える剰余 (Ueberschuß über die volle Einlage) だけが、実際の利益 (wirklicher Gewinn) と見なすことができる⁶⁴」。このような理由書の表現が、1861 年普通ドイツ商法においては、株式会社に対する規定 (217 条 1 項) に採り入れられずに、1870 年の普通ドイツ商法改正に至って追加されたわけである。

このような経緯があるとはいえ、出資の語について、1857 年プロシア商法草案の匿名商事組合の規定にまで遡って検討をする必要はない。その語の意味は、1870 年改正商法における、株式会社の貸借対照表についての規定の理由書を直接にみるだけで、十分にわかる。結論はまず、上に示した第 217 条第 1 項にいう出資は資本金と同義、である。

理由書においては、出資の語と資本金の語が区別なく用いられている。このことは、株式会社の貸借対照表についての規定の理由づけ全般にわたっていえることであるが、端的なのは次の事実である。

理由書は、第 217 条第 1 項における分配可能額の算定原則に関わる理由づけの中で、次の文言を引用する。

「貸借対照表の確定に際しては、年度収入の年度支出を超える金額ではなく、積極項目の (資本金を含む) 消極項目一般を超える金額 (Überschuß der Aktiva über die Passiva überhaupt (einschließlich

64 Entwurf eines Handelsgesetzbuchs für die Preussischen Staaten nebst Motiven, zweiter Theil: Motive, Berlin, 1857 年, 79 頁。

des Grundkapitals)) が純利益 (Reingewinn) を成す。

(株式会社の定款の検査に際して採用される統一的な一般原則集 (Zusammenstellung einiger bei Prüfung der Statuten von Aktiengesellschaften angenommenen allgemeinen Grundsätze), 第 44 号: プロシア官報 1856 年第 124 号参照)⁶⁵」

この文言は、本節 1 においてすでに取り上げた、1856 年プロシア株式会社規則の第 44 条とほとんど同じである。違うのは、「資本金を含む」という文言が追加されていることである。推測であるが、ここで示した「一般原則」は、株式会社規則が出された後に、プロシア官報に掲載されたものではなかろうか。そのように考えれば、より丁寧な「資本金を含む」の文言が追加されたことも、おかしくない。

その順序の逆、つまり、「資本金を含む」の文言が後になって削除されるのはおかしい。なぜなら、そのような削除は、積極項目の金額から控除する消極項目の金額に、資本金額が含まれないことに改められた、という意味合いを出しかねないからである。それは、後の商法もふまえれば、不自然である。

いずれにしても、1870 年改正商法の理由書が、上の「一般原則」を第 217 条第 1 項に関わる理由づけにおいて引用している以上、出資の語は資本金の語と同義である、という結論になる⁶⁶。したがって、1870 年改正商法における分配可能額は、純財産額から資本金額を控除して算定されることになる。その際、第 239a 条第 3 号にもとづき、資本金額を消極側 (貸方) に記載した貸借対照表が利用されるのであるが、この資本金額はやは

65 Schmalenbach, 前掲論文の添付資料, 40 頁。

66 H. Thöl, Das Handelsrecht, 1. Bd., 6. Aufl., Leipzig, 1879 年, 505 頁, および, Schmalenbach, 前掲論文, 23 頁参照。

り、定款上の資本金額のことであると解されていたのである⁶⁷。

以上のことから、1870年改正商法において、合意にもとづいた充実されるべき金額として生ずる資本金額は、貸借対照表における分配可能額の算定の際に純財産額から控除される、維持されるべき金額として利用されることが明確になったといえる。

最後に、この1870年改正商法において初めて明確に言及されることになった、資本金額の減少にふれておこう。維持されるべき金額としての資本金額の減少は、株主総会の決議等、当事者間の合意によって効力を生じ得る（248条）。資本金額が充実されるべき金額として、そもそも、合意にもとづいて決まっているのと整合的に、その減少も合意にもとづいて決められるわけである。この点は、後の商法へと引き継がれていく特徴である⁶⁸。

第5節 資本金の語への統一化

——1884年改正普通ドイツ商法～1897年ドイツ商法

前節で検討した1870年改正普通ドイツ商法においては、資本金額の貸借対照表への記載が明文をもって指示されるに至っている。ただ、資本概念に関わる用語が整理ないし統一されていなかったために、なお誤解を招くおそれがあった。

そこへ、1884年改正普通ドイツ商法（以下、1884年改正商法と呼ぶ）および1897年商法（Handelsgesetzbuch: HGB）においては、用語の使い方に配慮がみられ始めた。その結果、これまで論じてきたいくつかの間

67 H. Keyßner, Die Aktiengesellschaften und die Kommanditgesellschaften auf Aktien unter dem Reichs-Gesetz von 11. Juni 1870, Berlin, 1873年, 259-262頁参照。

68 ドイツ現行株式法における資本金額の減少に関わる文献として、五十嵐邦正「ドイツ株式法における減資差益」『會計』第165巻第5号（2004年5月）がある。

題に決着がつくことになる。

1884年改正商法における出資資本と資本金の代替関係

1870年改正商法において、「会社資本は、株式ないし株式持分に分かたれる」という文言であった第207条第2項は、1884年改正商法⁶⁹において、次のように改められた。

第207条

……（第1項省略）

出資資本（資本金）（Einlagekapital（Grundkapital））は、株式に分かたれる。

……（第3項および第4項省略）

この新しい第207条第2項においては、従来の会社資本という語が「出資資本（資本金）」という語と入れ替えられた⁷⁰。これによって、これまで論じてきた問題のうち2つについて決着がつくことになる。

第1に、「出資資本（資本金）」という表現において、出資資本の語は資本金の語と代替的な関係にあることが判明する。これにより、1839年ヴェルテンベルク商法草案以来の出資資本の語は、この1884年改正商法にお

69 資料は、H. Staub, Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3. & 4. Aufl., Berlin, 1896年。

70 Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Begründung und Anlagen, Berlin, 1883年, 321頁, および, Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Motiven und Anlagen, Reichstag 5. Legislatur-Periode IV. Session, 1884年, 211頁参照。

いて、資本金の語と同義であるものとして確定されたわけである。このことは、前節において、1870年改正商法第217条第1項における出資の語が、資本金の語と同義であると解されたこととも整合するといえよう。

第2に、会社資本の語は、資本金の語と同義である、ということが判明する。前の第3節で取り上げた、1849年ドイツ普通商法草案(85条)から用いられてきた「会社資本は、株式ないし株式持分に分かたれる」という文言においては、会社資本は資本金と同義である、ということで確定したのである。

以上の結果、定款に記載される資本金額(1884年改正商法209条2項3号)、株式に分かたれる資本金額(同207条2項)、および、貸借対照表に記載される資本金額(同239b条、185a条)⁷¹の3つが、資本金という1つの用語で結びつくことになった。

1884年改正商法における、資本概念に関わる用語の整理は、形式的なことではないと思われる。それは、資本概念の正確な理解という実質的な側面を反映したものと考えられるのである。その側面は、次のような規定に現われている。

第240条

年次貸借対照表によって、または、営業年度の途中で作成された貸借対照表によって判明した損失が資本金の半額に達した場合、取締役は遅滞なく株主総会を招集し、それについて通知しなければならない。

71 なお、第239b条が準用を指示する第185a条は、株式合資会社における貸借対照表の作成方法に関わる規定である。この第185a条は、貸借対照表の消極側(貸方)に記載されるべき項目として、有限責任社員の総資本(Gesamtkapital)、および、無限責任社員の持分(Antheil)を掲げている(5号)。株式会社の場合には、これらの位置に資本金(額)が記載される(Staub, 前掲書, 575-576頁参照)。

……（第2項省略）

1843年プロシア株式会社法（25条1項）から使い続けられてきた「……資本金が半減した……」（1870年改正商法240条1項）というような表現が、上のように改められたのである。すでに述べたように（本章第3節1），そのかつての表現は，純財産の金額が資本金の半額にまで減少してしまった場合，という意味であり，その場合に実際に資本金額が減少することを意味するのではない。同じ意味である上の新しい第240条第1項の表現は，以前の表現よりも正確で分かりやすくなっている⁷²。

立法当局は，従来とくに，構成および価値（金額）の面で常に変動的な「会社財産」と，それに対して固定的な「会社資本」とは，用語として混同される可能性があったことを承知していた⁷³。それを解決するための具体策が，より根本的に会社資本の語に代えて出資資本（資本金）の語を用いるという上述の改正であったが，そういった表面的な変化はもとより，資本金の固定的性格（合意にもとづく概念であること）に関する，より正確な理解に裏打ちされていたといえるのである⁷⁴。

1897年商法における出資資本の語の消滅

上に掲げた1884年改正商法第207条第2項の内容は，1897年商法⁷⁵に

72 実は，1839年ヴェルテンベルク草案の第263条および第264条第1項はもともと，そのような正確な表現であった（本章第2節参照）。そこから，いったん誤解を招くような表現に変わった後，正確な表現へと戻ってきたわけである。

73 前掲1883年草案理由書，321頁，および，前掲1884年草案理由書，211頁参照。

74 前掲1883年草案理由書，360頁，および，前掲1884年草案理由書，236頁参照。

75 資料は，H. Makower, *Handelsgesetzbuch mit Kommentar*, 13. Aufl., 1. Bd., Berlin, 1906年。

おいては、次の規定に組み込まれた。

第 178 条

株式会社の全社員は、会社の債務について人的に責任を負うことなく、株式に分かたれた会社の資本金への出資をもって（mit Einlagen auf das in Aktien zerlegte Grundkapital der Gesellschaft）参加する。

この規定においても、資本金が株式に分かたれる、という趣旨の文言は維持されている。他方で、1884 年改正商法（207 条 2 項）における出資資本の語は、もはやみられない。そして、出資の語はもっぱら、金銭の払込み（Einzahlung）と同じように、たとえば、土地（現物）の出資、というような使い方だけが行われるようになっていく（1897 年商法 279 条）。上に示した規定でも、出資は、資本金額に対して行われるものであるというニュアンス、いいかえれば、資本金額は充実されるべき金額であるというニュアンスが出ている。

分配可能額についての規定における出資の語の消滅

以上のような傾向は、分配可能額についての規定にも及ぶ。前節で問題にした 1870 年改正商法の第 217 条第 1 項においては、年次貸借対照表において「すべての出資を超えて」生ずる金額が分配可能額とされ、また、「損失によって減少した出資の総額が回復するまで、株主は配当を受け取ることができない」と規定されていた。そして、この出資は資本金のことであると解されるのであった。

その規定に相当するのは、1884 年改正商法では第 217 条第 1 項、また、1897 年商法では第 215 条第 1 項である。これらは両方とも、単に「年次貸借対照表によって、純利益として生ずる金額だけが株主に分配され得る」

と規定している⁷⁶。つまり、1870年改正商法の第217条第1項にあった、出資の語を含む上記の文言は削除された。この削除は、1884年改正商法の草案においてすでに行われていたのであるが、同草案理由書は、それに関して直接的には何もいっていない⁷⁷。

考えられる理由としては、貸借対照表の記載方法についての規定（1884年改正商法239b条、185a条、および、1897年商法261条）がすでに設けられており、この規定から分配可能額は明らかになるため、出資の語を含む文言は不要になった、ということがあり得るかもしれない⁷⁸。しかし、このことが理由になるのなら、貸借対照表の記載方法についての規定が初めて設けられた1870年改正商法（239a条）においてすでに、「すべての出資を超えて」という文言は必要なかったはずであろう⁷⁹。

私見によれば、むしろ次のように考えられる。立法当局は、その文言が、（本来はそういう意味ではないはずなのに）資本金の総額が払い込まれていないかぎり配当ができない、という意味で解釈されてしまいかねない、という批判があるのを認識していたことが理由の1つである。

そのような批判は、アウエルバッハ（W. Auerbach）⁸⁰ とカイスナー

76 ただし、純利益の原語は、1884年改正商法では *reiner Gewinn*、1897年商法では *Reingewinn* である。

77 前掲1883年草案理由書、342頁、および、前掲1884年草案理由書、225頁参照。

78 川端保至『19世紀ドイツ株式会社会計の研究』多賀出版、2001年、343頁参照。

79 もっとも、1870年改正商法は、株式会社の設立前の認可主義および設立後の監督（検査）制度の廃止に際して、その分配可能額の算定原則が遵守されるよう、並々ならぬ注意をしていた。そのことが、貸借対照表記載方法の規定（239a条）から分配可能額が明らかになるにもかかわらず、そのうえ「すべての出資を超えて」（217条1項）という文言を追加させた可能性も否定はできない。しかし、より適切と思われる見方は、本文に述べるとおりである。

80 W. Auerbach, *Das Aktienwesen*, Frankfurt a. M., 1873年、269-270頁参照。

(H. Keyßner)⁸¹によって示されていた。そして、1883年改正商法草案および1884年改正商法草案のいずれの理由書も、その批判が記された2人の文献を頻繁に参照している⁸²。したがって、立法当局は、「すべての出資を超えて」という文言に対する彼らの批判を承知していたはずであり、その対応が、出資の語を含む文言を削除する1つの理由になっていたと思われる。

また、1884年改正商法からは、準備金額の積立てが法定されている（これについては、次章（次号）で取り上げる予定である）。それゆえ、出資の語が資本金のことを意味するとしても、もはや、「すべての出資を超えて」生じた金額だけが分配可能額となるのではない。法が掲げる、純財産からの（強制的）控除項目には、資本金のみならず準備金も含まれることになったのである。このことも、1884年の商法改正で「すべての出資を超えて」という文言が削除されたことを正当化する理由になるであろう。したがって、このような文言の削除は、単に1870年改正商法に対する上述の批判への対応、あるいは、1861年普通ドイツ商法の文言への回帰を意味するのではなく、法定準備金制度の導入をもきっかけとした、資本概念の生成過程の上に位置づけることができるのである。

そして、その過程のひとつとして、続く1897年商法においては出資資本の語が消滅したのであった。これによって、出資（資本）の語と資本金の語が有していた同義の関係は断たれ、用語は資本金に統一されて、資本概念が合意にもとづく充実されるべき金額ないし維持されるべき金額であることが一層明確になったということになる。

第6節 結び

本章第2節で検討した1839年ヴェルテンベルク商法草案では、解釈の

81 Keyßner, 前掲書, 259-260頁参照。

82 前掲1883年および1884年草案理由書参照。

1つとして、充実されるべき金額としての（出資）資本が貸借対照表に記載され、同時にその資本が、当該貸借対照表において維持されるべき金額として機能することで、分配可能額が算定されるという見方が成り立った。他方、その（出資）資本は、すでに払い込まれた金額である、と解することもできたのである。

そのような状況から、ドイツ株式会社会計制度における資本概念は次第に、前者の解釈と整合的な性質を明確にしてきたことが、前節までの検討で明らかになったであろう。その明確化は、もっぱら用語法の改善・統一によるものであったが、この問題は、単なる形式の問題ではなかった。資本金の語と出資（資本）の語の使用法も、次第に整理されてきたわけであるが、その背後にも、資本（金）概念に関する理解の深まりがあったといえるのである。

ところで、その資本概念は、定款への記載と株式への分割という特徴も伴っていた。これらは既述のように、ドイツにおいて現在でも引き継がれている特徴であるが、資本金額の充実されるべき金額ないし維持されるべき金額としての性格に不可欠なものではないと考えられた。いいかえれば、これらの特徴とは関係なく、充実されるべき金額ないし維持されるべき金額としての資本概念は成り立つと考えられたのである。そのことは、最近までの（昭和25年の商法改正から、平成17年の会社法制定まで）のわが国株式会社会計制度における資本概念によって実証されることになるが、それについては後で検討する。

以上のように、その性格を明確にしてきたドイツ株式会社会計制度における資本概念（とくに資本金概念）であるが、ここまでの経緯ではまだ「生成」の途中であって、「確立」したとはいえないのである。このことについては、次の第3章（次号）で検討することにしよう。

（未完）

引用文献一覧（本号分）

和文文献

- 秋坂朝則「会社法における資本の意義」『會計』第169巻第4号（2006年4月）。
- 秋坂朝則「会社計算規則における剰余金区分の原則」『企業会計』第58巻第6号（2006年6月）。
- 安藤英義「会社法の配当規制と破産法との関連」『産業經理』第42巻第6号（1982年10月）。
- 安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房，1997年（『商法会計制度論』国元書房，1985年）。
- 安藤英義「商法会計論の戦後20年」『簿記会計の研究』中央経済社，平成13年，第14章。
- 安藤英義「商法と会計基準」『企業会計』第54巻第1号（2002年1月）。
- 安藤英義「商法における資本制度の揺らぎと「資本の部」の表示」『會計』第162巻第2号（2002年8月）。
- 安藤英義「資本概念の変化——資本概念をめぐる商法と会計の離合の歴史」『企業会計』第58巻第9号（2006年9月）。
- 五十嵐邦正「ドイツ株式法における減資差益」『會計』第165巻第5号（2004年5月）。
- 五十嵐邦正「ドイツ資本会計制度」『商學集志（日本大学商学研究会）』第74巻第1号（2004年6月）。
- 伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店，1996年。
- 伊藤靖史「アメリカにおける資本制度と債権者保護」『商事法務』第1601号（2001年7月25日）。
- 川端保至『19世紀ドイツ株式会社会計の研究』多賀出版，2001年。
- 久保欣哉「資本概念の二重性——株式會社法上の「資本」の特殊性」『一橋論叢』第42巻第1号（1959年7月）。
- 黒澤 清『會計學（改訂増補版）』千倉書房，昭和25年。
- 郡谷大輔＝岩崎友彦「会社法における債権者保護（上）（下）」『商事法務』第1746号（2005年11月5日）・第1747号（2005年11月15日）。
- 小林 量「ドイツとフランスにおける資本制度」『商事法務』第1601号（2001年7月25日）。
- 斉藤真紀「イギリスにおける資本制度」『商事法務』第1601号（2001年7月25日号）。
- 竹内昭夫著・弥永真生補訂『株式會社法講義』有斐閣，2001年。
- 武田隆二『最新 財務諸表論〈第10版〉』中央経済社，平成17年。

わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質

- 中村 忠『資本金論〔増訂版〕』白桃書房，昭和50年。
- 中村 忠「会社会計の新たな問題」『税経セミナー』第47巻第1号（2002年1月）。
- 中村 忠「制度会計の視点」『会計人コース』第38巻第13号（2003年11月）。
- 中村 忠『制度会計の基礎知識』税務研究会出版局，平成15年。
- 野口晃弘「商法改正と資本金会計の再構築」『會計』第162巻第5号（2002年11月）。
- 野口晃弘「会社法計算規定と資本金会計における諸問題」日本会計研究学会課題研究委員会（委員長 須田一幸）『会計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006年9月，第20章。
- 広瀬義州『財務会計（第5版）』中央経済社，平成17年。
- 藤田友敬「会社法と債権者保護」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会，1997年。
- 弥永真生『「資本」の会計——商法と会計基準の概念の相違』中央経済社，平成15年。
- 我妻 榮＝横田喜三郎＝宮澤俊義編輯代表『法律學小辭典』岩波書店，昭和12年。

欧文文献

- Auerbach, W., Das Aktienwesen, Frankfurt a. M., 1873年。
- Barth, K., Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts, 1. Bd., Stuttgart, 1953年（松尾憲橘・百瀬房徳共訳『貸借対照表法の論理』森山書店，1985年）。
- Baums, Th. (Hrsg.), Gesetz über die Aktiengesellschaften für die Königlich Preussischen Staaten vom 9. November 1843, Text und Materialien, Darmstadt, 1981年。
- Baums, Th. (Hrsg.), Entwurf eines allgemeinen Handelsgesetzbuches für Deutschland (1848/49), Text und Materialien, Heidelberg, 1982年。
- Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Begründung und Anlagen, Berlin, 1883年。
- Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Motiven und Anlagen, Reichstag 5. Legislatur-Periode IV. Session, 1884年。
- Entwurf eines Handelsgesetzbuches für das Königreich Württemberg mit

Motiven, I. Theil, Entwurf des Handelsgesetzbuches, Stuttgart, 1839 年。
Entwurf eines Handelsgesetzbuches für das Königreich Württemberg mit
Motiven, II. Theil, Motive, Stuttgart, 1840 年。
Entwurf eines Handelsgesetzbuchs für die Preussischen Staaten nebst
Motiven, Berlin, 1857 年。
Keyßner, H., Die Aktiengesellschaften und die Kommanditgesellschaften auf
Aktien unter dem Reichs-Gesetz von 11. Juni 1870, Berlin, 1873 年。
Makower, H., Handelsgesetzbuch mit Kommentar, 13. Aufl., 1. Bd., Berlin,
1906 年。
Puchelt, E. S., Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3.
& 4. Aufl., 1. Bd., Leipzig, 1882 年。
Schmalenbach, E., Über das allgemeine Bilanzrecht, Zeitschrift für
Handelwissenschaftliche Forschung, 11. Jg., 1916-1917 年。
Staub, H., Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3. &
4. Aufl., Berlin, 1896 年。
Strombeck, von, Grundkapital, Grundvermögen und Bilanz der Aktien-
gesellschaften, insbesondere der Eisenbahngesellschaften, Archiv für
Theorie und Praxis des Allgemeinen Deutschen Handels- und Wechsel-
rechts, 37. Bd., Berlin, 1878 年。
Thöl, H., Das Handelsrecht, 1. Bd., 6. Aufl., Leipzig, 1879 年。
Weinhagen, N., Das Recht der Aktien-Gesellschaften, Köln, 1866 年。

拙稿

「株式会社会計における 2 つの資本概念 —— 資本金概念と払込資本概念 —— 」
『産業経理』第 62 巻第 2 号 (2002 年 7 月)。
「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」『一橋論叢』第 131 巻第 5 号 (2004
年 5 月)。
「資本金及び資本準備金の捉え方と現物出資に係る会計処理」『産業経理』第 64
巻第 3 号 (2004 年 10 月)。